

研究ノート

イギリス・ロマン主義政治思想覚え書

——シニリーとコールリッジ——

岩岡中正

目次

- はじめに
- (一) 時代精神批判
- (二) 詩と改革
- (三) 歴史思想
- 結びにかえて

はじめに

イギリス・ロマン主義について考える際にその特徴の一つとして注目せねばならないのは、それぞれの思想家の個性の多様性である。フランス革命や議会改革運動のような激動の時代状況の中で生成展開する個々のロマン主義思想家相互の、特に政治的態度あるいは政治思想の違いまたは多様性は、ロマン主義政治思想研究がまず解決すべき問題の一つであるが、なかでも最も政治的に際立った対立を示すのは、イギリス・ロマン主義者のいわゆる第一世代と第二世代とよばれる詩人たちである。つまり、バステューエ陥落に欣喜し直接または間接にフランス革命にかかわり、革命の理念に共感を抱きながらも、革命がその理念から乖離し、ロベスピエールのテール支配からナポレオンの軍事専制へ、自由・平等・博愛から抑圧と侵略へと墮落するフランス革命に対する絶望と挫折を通して、保守的な政治理念を形成していったS・T・コールリッジ (Samuel Taylor Coleridge, 1772～1834)・W・ワーズワス (William Wordsworth, 1770～1850) およびR・サウジー (Robert Southey, 1774～1843) のロマン派の第一世代と、フランス革命も、それに対する絶望も挫折も体験しなかったけれども、たとえばW・ゴドウィンを通して革命の理念を継承しイギリスにおけるアンシャン・レジームである名譽革命体制に対して急進的改革を提起したP・B・シェリー (Percy Bysshe Shelley, 1792～1822) や、革命の理念をギリシヤ独立のうちに実現しようとしたG・バイロン (George Gordon Noel Byron, 1788～1824) のロマン派の第二世代との政治的態度の相違である。後者の第二世代の眼には第一世代の湖畔派詩人たちは革命への背教者と映ったのである。

しかしながら、『ワーズワス、コールリッジ、シェリーの政治論集』を編集したR・J・ホワイトがシェリーの『議

会改革に関する哲学的見解』(一八一九〜二〇年)とともに『詩の擁護』(一八二一年)を抄録し、後者に、コールリッジの政治哲学の精髓とも言うべき『政治家提要』(一八一六年)を対置して論じているように、シェリーとコールリッジの両者の政治哲学がその根底において共通の基盤を有している点にも注目せねばならない。シェリーの側からはコールリッジについて批判的な印象をもっていたのに対し、コールリッジはシェリーについて思想的親近感あるいは共感を抱いていたと思われる。⁽⁴⁾ こうして小論の意図は、シェリーの散文に表われた政治思想をコールリッジのそれと対比しつつ寸描し、同時にシェリーとコールリッジの政治的態度の相違をこえて、ロマン主義政治思想としての両者に共通する屬性に少しでも接近したいという点にある。またそれは逆に言うと、ロマン主義政治思想という共通基盤の下でシェリーとコールリッジの政治的態度の違いをもたらした原因について考えることにもなるであろう。他方、小論は、シェリー政治思想研究という点からいえば、議会政治論のコンテキストからシェリーの政治思想を明らかにする⁽⁵⁾ というよりも、コールリッジの哲学とシェリーの詩論の対比という哲学的思想的側面に重点を置いて、シェリーのロマン主義政治思想への予備的考察を加えようとするものである。

(注)

- (1) P. B. Shelley, *A Philosophical View of Reform*, (R. Ingpen and W. E. Peck eds., *The Complete Works of Percy Bysshe Shelley*, Gordian Press, New York, 1965, vol. VII pp. 1~55. 以下、P. B. S.と略記する)
- (2) P. B. Shelley, *A Defence of Poetry*, (R. Ingpen and W. E. Peck eds., *op. cit.*, vol. VII, pp. 105~140. 以下、D. P.と略記する。また、以下、引用の邦訳は、上田和夫訳「詩の擁護」(筑摩書房『世界文学体系』96—『文学論集』昭和四〇年—所収)に拠った。)

(e) R. J. White ed., *Political Tracts of Wordsworth, Coleridge and Shelley*, (Cambridge, 1953) Introduction, pp.

xxxviii~xxxix.

(4) R. J. ホワイトによれば、シェリーはハズリットと同様、コールリッジに対してコールリッジが汚れた党派に転向したという偏見を抱いていたのに、コールリッジはシェリーを隠れた盟友とみなしており、シェリーの生前に会えなかったことを悔んだという。(R. J. White ed., *op. cit.*, Introduction, p. xl, および p. 297, note 41.) また 'Allsop の回顧によれば、コールリッジはシェリーについて次の様に述べている。「私は、シェリーが亡くなる一寸前に彼と一緒にいた人から次の話を聞いた。つまり、シェリーの魂が苦悩に打ちひしがれていたとき、シェリーはただただ不安になって、自分の心にのしかかってくる迷いと不安を解消し和らげてくれる唯一の人物として私と話したいと言ったそうだ。」(S. T. Coleridge, *The Table Talk and Ominiana*, ed. by C. Paunore—Oxford University Press, 1914—p. 452.)

(5) この点からするシェリー研究としては、わが国では竹原良文「P・B・シェリー『八議会改革』の哲学観」考(「法政研究」第四〇巻第二〜四合併号、昭和四十九年)が先駆的かつ示唆に富んでいる。

(一) 時代精神批判

一八二二年の『アイルランド人民への訴え』から一八一九〜二〇年の『議会改革に関する哲学的見解』へ至るシェリーの短い政治評論活動の時代である一八一〇年代は、不安と激動の時代であった。フランス革命の失敗からの立ち直りへの曙光がまだ射さない、まさに「憂うつと人間嫌いが、われわれの生きる時代の特徴」であったのである。この時期、イングランドはナポレオン戦争が終ると激しい戦後恐慌に直面し、早くも産業革命と資本主義社会の矛盾が露呈し、労働者の社会的経済的不満は、ラッドイト運動やW・コベットのラディカルの議会改革運動として噴出

した。これに対して地主政権は人身保護律の停止などの弾圧政策で臨み、この両者の対決は、一八一九年のピータールー事件で頂点に達するのである。

このような社会・経済的激変のなかで、ラディカルズとも一線を画しつつ、地主貴族の寡頭支配政権や新興ブルジョアジーと哲学的急進派を批判するロマン派は、まず産業革命とそれによる人間存在の侵害に対する告発者または詩的批判勢力として現われるのである。これは、コールリッジが「商業精神」あるいは「取引の精神」とよび、ワーズワスが「思い上った便宜計算」⁽³⁾とよんだ時代精神に対するロマン派の批判であった。シエリーによれば、「科学者は労働を短縮し、経済学者は労働を結合」したものの、「かれらの思考に、想像力にぞくする第一原理と照応するものがないため」に、奢侈と貧窮の両極化が進行したのである。⁽⁴⁾つまり科学的経済的知識は、その適正な分配もおぼつかないほど生産物を倍加させ、人類の不平等を激化させたが、その原因は「すべての知識の根底をなす創造力」(つまり「われわれの知識となつているものを想像化する創造力」すなわち「詩」)に対して均衡がとれないほど発達した「機械技術」あるいは「事実と打算的方法の蓄積」に求められる、とシエリーは指摘するのである。⁽⁵⁾そしてその結果、外的世界に対して人類の領域を拡大した科学が、「詩」を欠いたため、ちょうどそれに見合うだけ内面世界をせばめ、「人類は、自然界を屈服させても、なお奴隷のままである」⁽⁶⁾という疎外こそが、何よりシエリーが他のロマン派詩人とともに解決すべき課題であったのである。

またこのような産業革命の時代精神の典型的な思想家として、シエリーはマルサスをあげて批判する。労働者の貧困の原因を人口過剰に求め、彼らに結婚生活を絶つよう提言するマルサス理論は、社会的矛盾をすべて労働者階級にしわ寄せする不正な理論であり、平等の原理に基づいて改革を唱える人々がこの理論を容認することは許されるべき

ではない、とシェリーは非難するのである。このマルサス理論が結局、改革運動をねじ曲げ、救済すべき労働者階級を逆に壊滅させて専制支配者層に益する結果になることをシェリーは見抜いていたのである。⁽⁸⁾

シェリーによる以上の時代精神批判は、その根底で次のような彼の啓蒙主義観に基づくものであった。シェリーの『議会改革に関する哲学的見解』は、中世からルネッサンス、宗教改革、名譽革命、啓蒙主義、アメリカ独立、フランス革命へと展開するヨーロッパ精神史の進歩のプロセスを、その歴史認識の基調としている。⁽⁹⁾ シェリーはこの進歩の延長線上にその議会改革論を置こうとするのである。このような歴史の基本的認識の下で、シェリーは啓蒙思想に一定の評価を与えている。たとえば、ロック、ヒューム、ギボン、ヴォルテール、ルソー⁽¹⁰⁾らは、世界の道德的知的進歩に寄与し、抑圧され欺かれた人類のために尽くしたために「人類の感謝をうけるにあたいする」という評価をシェリーから受ける。⁽¹¹⁾ シェリーはまた、ベーコン卿、モンテーニュ、スピノザによって近代精神が覺醒されて以来、ロック、ルソーからゴドウィンやベンサムによって、自由と平等の原理による近代的社會原理が展開してきたとして、政治哲学における啓蒙思想の役割りを評価している。⁽¹²⁾

しかしながら、シェリーが以上の啓蒙主義への評価に一定の限界を置いている点が重要である。たとえばシェリーが用いる「理性 (reason)」の概念を見てみよう。シェリーによれば、理性は「ものの相違」に注目する「分析」の原理であり、「既知の数量をかぞえる」ことにすぎず、「そのはたらきは事物の關係を、たんに關係としてしか考えず」、「想念を、完全な個体としてではなく、ある一般的な結論へみちびく数学的表現とみ」ており、想像力と比べる「使用者」に対する「道具」、「精神」に対する「肉体」、「実体」に対する「影」のようなものである。⁽¹³⁾ ようするにシェリーにおける理性は、詩に対する「打算的能力」⁽¹⁴⁾にほかならないのである。また、シェリーは快樂について論じ

る際に、情愛を深め純化し想像力をひろげ感覚に精神性を加える効用から生じる永続的普遍的かつ恒久の快楽と、一時的特殊な快楽とに区別する。このうちの後者の狭義の快楽を生む効用——人間の動物的本能を一掃し人々に安定した環境を供し迷信を追放し人間相互の自制を促す啓蒙と近代化の効用——が、社会において特定の任務をもつことをシェリーは認めている。⁽¹⁵⁾そしてこれはシェリーの言う理性のもたらす効用である。たしかにこのような狭義の効用を推進する哲学者たちがその努力を「人間性の低次の力の行使を、高次の力に適した範囲にとどめるかぎり」シェリーはその価値を認めるが、この限度を越えて「人びとの想像力に印しづけられた永遠の真理を抹殺」してはならないという限界をシェリーは置いているのである。⁽¹⁶⁾

このようにシェリーは理性を定義しその限界を論じているが、この「理性」の用語法は、コールリッジの哲学体系では「悟性 (understanding)」にあたるものである。コールリッジによればこの「悟性」は、(コールリッジの用語法における)「理性」の下位にあって、もっぱら時間・空間の特定物の量・質・関係にかかわる現象の科学であり、感覚を素材として経験を組み立てる機能をもつにすぎなかった。⁽¹⁷⁾カントにならって理性—悟性の区別を立てたコールリッジは、理性を普遍者についての科学、あるいは全能の神の純粹の息吹きが人間に不可欠の靈を吹きこむ、生命の科学として独自の理性哲学を形成したが、そこでこの悟性は理性に対するたんなる道具的な「推理の能力」、あるいは現象の比較・整理にのみかかわって実体に到達し得ない表面的知識として位置づけられたのである。⁽¹⁸⁾

シェリーとは用語法を異にしつつも「悟性」の限界という点で軌を一にするコールリッジは、さらにこの悟性の精神の歴史を次のように述べて批判する点でもシェリーと同じである。つまりコールリッジによれば、悟性は本来、理性に対して忠実なものであったが、商業精神と実験哲学の勃興とともに墮落と自己満足を重ね、フランス百科全書派

の哲学者に至ってその腐敗は頂点に達した。霊的なもの、あるいは魂の道徳的な力に一切の敬意を抱かない悟性が理性の名を篡奪した結果は、反キリスト主義で利己的で直接的功利のみを追求する時代精神である、とコールリッジは時代精神を批判するのである。⁽¹⁹⁾

以上のようにコールリッジとシェリーは、産業革命とともに顕著になってきた時代の精神、つまり啓蒙主義から功利主義へと展開する近代化の精神に対する認識と、それに対する一定の批判という点で基本的に一致している。この悟性過剰の時代精神への抑制手段としてコールリッジは、統治者階級が理性・理念哲学によって国家の理念に立ち戻り、『政治家提要』、商業精神に対抗して、土地が信託されたものであるという觀念に復帰して国家の精神を回復すること、『(第二) 俗人説教』、さらには国民教会ナショナル・チャーチという教職者団体を通じて国民教育を推進すること、『教会と国家』を提案した。他方、『自我』の原理エッセイと「富」というマモン神(Mammon)の時代精神と、それがもたらす弊害である人間疎外と社会・経済的不平等を癒す手段としてシェリーが選んだものが「詩」と「改革」に他ならなかった。次節では時代精神への矯正策としての、社会における詩と詩人の役割り、およびそれに導かれる改革にかんするシェリーの見解をコールリッジとの対比で検討したい。

(注)

- (1) P・B・シェリー(山口鉄雄訳)『イスラムの叛乱』(文理、昭和四十七年)八頁。
 (2) S. T. Coleridge, *The Statesman's Manual*, (Ed. S. M. 略記) (in *The Collected Works of Samuel Taylor Coleridge*, vol. 6, *Lay Sermons*, ed. by R. J. White, Routledge & Kegan Paul, 1972) p. 74. 45 S. T. Coleridge,

- A Lay Sermon, (217' L. S. 4巻176頁) (in *The Collected Works of Samuel Taylor Coleridge*, vol. 6, *Lay Sermons*, ed. by R. J. White, Routledge & Kegan Paul, 1972) p. 194.
- (3) W. Wordsworth, *The Convention of Chitra* (in W. J. B. Owen and J. W. Smyser eds., *The Prose Works of William Wordsworth*, vol. 1, 1974.) p. 325.
- (4) D. P., p. 132. 邦訳一七六頁。
- (5) D. P., p. 134. 邦訳一七七頁。
- (6) *Ibid.*, 邦訳一七七頁。
- (7) P. R., pp. 32～33.
- (8) C. E. Pulos, Shelley and Malthus, (in *Publications of the Modern Language Association in America*, vol. 67, 1952, March) p. 123.
- (9) P. R., Chap. 1, Introduction, pp. 5～20.
- (10) シェリーは特にルソーに注を付して、ルソーを啓蒙主義者に含めつつも、ルソーを本来「詩人」であるとして評価し、ヴァルテールなどはルソーにくらべるとたんなる「理論家」にすぎないとしている。(D. P., p. 133, note 1, 邦訳一七七頁。) シェリーは啓蒙哲学者とルソーの微妙で重大な違いを十分理解していたのである。
- (11) D. P., p. 133. 邦訳一七六頁。
- (12) P. R., pp. 9～10.
- (13) D. P., p. 109. 邦訳一六四頁。
- (14) D. P., p. 135. 邦訳一七七頁。
- (15) D. P., p. 132. 邦訳一七五～六頁。
- (16) *Ibid.*, 邦訳一七六頁。

- (17) S. M., p. 59.
 (18) S. M., pp. 68~69.
 (19) S. M., pp. 73~75.
 (20) D. P., p. 134. 邦訳一七三頁。

(二) 詩と改革

プラトンの哲人支配およびソソの立法者の観念は、より拡大された意味、つまり時代精神の導き手という意味でシェリーに受けつがれている。『シントラ協定論』においてその文明論と政治思想を展開したワーズワズが、反啓蒙主義という観点から、宗教的で想像力に富みナポレオン専制に抵抗するスペイン人民を高く評価したのに対し、シェリーの「詩人」論は、その知的貴族主義の色彩においてむしろコールリッジの統治者論に近いと言えよう。コールリッジの『政治家提要』の目的は、統治者階級が、永遠の真理であり不変の預言である聖書の研究を通じて、たんなる経験至上主義の悟性的な時代精神を克服し真の必然性である理念 (Idea) —— すなわち経験に先在しむしろ経験を創造する最も確実な先行的知識——を把握し、これを統治の指針とするよう勧めること⁽²⁾にあった。このようにコールリッジが統治者論の基礎に理念哲学を置いたのに対して、シェリーは詩論および詩人論に基づいてその統治者論を展開したのである。シェリーにとって、時代精神を直観的に把握しその変革の方向を指し示す詩人こそが時代と歴史の導き手であったのである。

シェリーにとって詩は、打算能力や推理を超えた『想像力の表現』であって、この想像力とは、先の理性が分析の

原理であり、ものの相違に注目するのに対し、普遍的自然や存在そのものに共通する形態を対象とする総合の原理である。⁽³⁾ また、シェリーにとって「あらゆるすぐれた詩」とは、「うちに櫨の樹をふくむ、最初の櫨の実」のように「無限」であり、「英知と歓喜の永遠にあふれる泉」であった。⁽⁴⁾ シェリーによれば、詩はこのような創造性によって、「われわれの生のうちにさらに生を創造」し、われわれが属する「全宇宙を再現」して、「反復によって鈍らされた印象の再現によって、われわれの心からはすでに消滅していた宇宙を、新たに創造する」のである。⁽⁵⁾

このような創造者としての詩の役割に関するシェリーの議論は二つの方向で展開されていると思われる。つまり詩は一方で、人間をして全体者、普遍者を認識させ、自己をその全体の一部として高次元において再生させる。シェリーによれば詩あるいは詩的感動は、「あらゆる低劣な欲望とたたか」い、「打算的能力」を超えて「永遠の国」へと天翔けり、「徳行・愛・愛国心・友愛にたいする熱情」へとつながり、この過程を通して「自我はあるべきもの、すなわち宇宙の一原子としてあらわれる」のである。⁽⁶⁾ シェリーが詩に道徳性を認めるのも、このような作用が詩にあるからである。つまりシェリーは、詩が、倫理学とは別の神聖な方法、つまり精神そのものを覚醒・拡大させて隠れた美を明らかにし、「日常的なものを日常的ならざるもののように」して、「人がみずからの本性から抜け出し、おのれのものでない思想、行為、人間のうちに存在する美的なものとおのれを同一化する」として、詩が人間の徳性を高めるのに不可欠である、と主張するのである。⁽⁷⁾ シェリーによれば、われわれはこのように詩によって「同胞人の苦痛もよろこびもおのれのもの」とせねばならないのであって、こうして想像力こそが道徳的善の手段なのである。⁽⁸⁾

他方、シェリーにおける詩のもうひとつの役割りは、ちょうどワーズワスにおける社会的想像力とも呼ぶべきものの促進であって、これによって「社会的結合」(social union)⁽¹⁰⁾ が維持されるのである。つまり、シェリーにとって詩

は社会の核であつて、古代ギリシャでは詩は「のちのあらゆる文明をささえる柱石となつた社会制度の要素」をなしており、またローマ帝国でもその偉大な社会制度の根底には詩が生きており、そこには秩序を生み出す能力が存在していたのである。⁽¹¹⁾ シェリーはまた、秘密投票制について論じる際にも、それが機械的選出でありすぎると批判し、選挙民と被選挙人がじかに顔を合わせて互いに意思疎通と相互理解があり、また選挙民の間にもひとつの民衆団体の興奮より生じる共感が必要であつて、それによつて想像力が喚起される、と主張している。⁽¹²⁾ ここでは想像力が民衆の間の社会的結合の基礎として不可欠のものとなされておられ、このようなポリス共同体的社会観は、たとえばベンサム功利主義の機械論的社会観へのアンチテーゼであつたと言えよう。こうしてシェリーにおける詩は、個々人の自己昇華という道徳的使命と、想像力を通して人々の結合を形成していく社会的使命とをもっている、と考えることができよう。

次に、このような詩の能力を荷ない体現する「詩人」論についてシェリーの主張を検討しよう。後述するようにコールリッジの歴史観は、啓蒙主義の単純な進歩史観や機械的因果論を拒否し、理念の展開過程として歴史を把握するものであるが、この先行的知識である理念によつて未来を予見することが統治者階級の義務とされた。ここでの統治者階級とは、シェリーにおいては詩人にあたる。シェリーは人間を、ものごとに分かりやすい光をあてて他人に提示できる人、次いでこうして知らせられると理解できる人、さらに発見も理解もできない人の三種類に分けているが、⁽¹³⁾ 詩人はいうまでもなく第一の部類に属する。シェリーによつて詩人とは、広義には、聴く者や見る者に強烈で純粋な喜びを与えるある種の秩序やリズムに接近する能力——つまり美にせまる能力——をもつて、これまでとらえられなかつた事物の関係をあきらかにして伝え、言語化しつづける人々であつた。⁽¹⁴⁾ しかもシェリーによれば、この美という不滅の秩序を想像し表現する詩人は言語、音楽、舞踊、建築、彫刻、絵画の創造者であるのみならず、法の制定者、

市民社会の建設者、生の芸術の発明者、宗教上の教師ともされたのである。⁽¹⁵⁾

こうしてシェリーは詩人を「立法者」あるいは「予言者」と呼ぶのである。コールリッジにとって「理念」が歴史の全過程を内包するのと同様、シェリーにとって「詩」は無限にかかわる「不滅の秩序」の表現であるから、詩人の役割は、「現在をあるがままにきびしくながめ、現実の事象のよって立つ法則を発見するばかりでなく、現在のなかに未来をながめ⁽¹⁶⁾」るところにあって、しかも詩人の思想は近く開花し結実する「芽生え (germs)」のようなものとされたのである。但しこの「予言者」としての詩人の働きは、卑俗な意味での予言者、あるいは単なる「予知」といった意味での予言ではなく、詩人が時間空間を超越した永遠なるもの、無限なるもの、全一なるものに参与しているからこそ得られる予言であることをシェリーは強調している。⁽¹⁷⁾

こうしてシェリーが『議会改革に関する哲学的見解』第一章「序文」の末尾の一部を、『詩の擁護』の結びとしてほぼ同様に繰り返した詩人立法者論が結論されるのである。ピーコック (T. L. Peacock) に反対して「知的業績において画期の時代」という時代認識を抱くシェリーは、詩は「偉大な民族を覚醒させ、思想または制度に有益な変革をもたらす、もっとも信頼できる使者であり、友であり、随行者」であって、詩人こそが「燃える衝撃的な生命力」をもった言葉で語り、自ら意識しないで「時代の精神」を体現して「ひろい透徹した精神をもって人間性の周縁をはかり、その奥行きをさぐる」能力をもっている、と主張するのである。⁽¹⁸⁾ こうしてシェリーは詩人を、ちょうど「出陣をあげましながら、その鼓舞するものが何かを知らぬラッパ」のように「みずからは理解しえぬものを表現する言葉」あるいは「とらえがたい靈感の祭司」にたとえるのである。⁽¹⁹⁾ ようするに詩人とは「未来が現在になげかける巨大な影をうつす影」のように「世の認められない立法者」である、とシェリーは定義するのである。⁽²¹⁾ このようなシェリーの

詩人立法者論は、「理念の曙光がさしかけた最初の人物がその瞬間に立法者の精神と信任状をたしかに授かった」と説くコールリッジの統治者論と軌を一にするものであった。

さらにシェリーにとって詩あるいは詩人は、創造者、予言者、立法者であると同時に、当然、改革者であった。詩人が人間の感覚においても社会関係においても、より新しい領域を先取りして人々に伝え共感をひろげて社会を改革していくというシェリーの思想は、「詩とは、おのれのうちに、自身および社会の革新の種子をはらんだ能力である」という彼自身の詩論から必然的に導かれるのである。『議会改革に関する哲学的見解』第二章でシェリーが、「変革の必要性の感情について」というタイトルで、従来の地主貴族と新興の大公債所有者の二重の貴族制、およびその下での労働者をはじめとする国民大多数の窮乏化に伴い、改革が避けられないことが国民全体の世論となっていることを論じたのも、シェリー自身が社会改革を予見し導く「詩人」としての役割りを自覚していたからにはほかならない。より新しくより良い秩序の表現者であるべき詩人は当然、常に改革者でなければならなかったのである。

以上のシェリーの詩人立法者論は、政治に対する詩の優位あるいは政治に対する詩の間接支配という点で、コールリッジの発案した文化的指導者（国民教会）論と同じものである。⁽²⁵⁾つまり後者は、国家の文化的生命を荷なう教職者階級が政治権力から独立して国民教会を形成し一国の政治・文化・思想・教育の一切を導くべきであるという主張である。しかしロマン主義的急進主義ともよぶべきシェリーの政治姿勢、つまり具体的な政治への対応は、一瞥しただけでもコールリッジのそれとは異なっている。コールリッジの政治理論の基本的姿勢は、過剰な商業精神を是正し多元的で均衡のとれた、あるべきイギリス憲法の理念に立ち戻るために、国民教会を通して統治者と国民を再教育し国家安定の基礎ともいふべき土地を担保とするジレントリーの精神への復帰をめざすものであって、その農業重視の傾

からしても、イギリスの近代化や議会改革の方向に対して消極的、保守的であったと言えよう。ここでは労働者階級は統治の対象としてのみ位置づけられており、たとえば統治者階級にとっては経験的政治を超えた一切の先行的知識すなわち理念の源泉とされた聖書も、労働者にとっては、「人間かつキリスト教徒としての自らの義務を正しく遂行するのに必要な一切の知識」を得るためだけのものではあつた⁽²⁶⁾。また、産業革命の過程で崩壊していく独立自営の小農民(statement)の社会的想像力を梃子として平等で民主的な自給自足の伝統的共同体の復活を願つたワーズワスの政治姿勢も基本的には保守的なものであつた⁽²⁷⁾、社会階級としての労働者もまたワーズワスの視野にははいつて来なかつたのである。

これに対してシェリーは、産業革命の時代精神の分析とそれへの批判という点ではコールリッジらと軌を一にしたがらも、議論を一気に社会的正義のレベルにもつていった——つまり、シェリーはその詩人改革者論から、時代の最大の問題を貧富の極端な懸隔に見出し、コールリッジより一そう大胆に、その著『議会改革に関する哲学的見解』に社会主義的計画さえ盛り込みえたのである⁽²⁸⁾。たとえば、シェリーは財産を、労働、勤勉、熟練などによって獲得され相統されても正当と認められる財産と、貴族や大公債所有者たちの財産のように、熟練、才能、本人の労働によってでなく横領、詐欺、暴力にもとづく財産とに分類し、全国民に負担を強いる公債という手段によって後者が増加し大公債所有者が新たな貴族として成立しつづつあることを批判するのである⁽²⁹⁾。シェリーによればこの二重の貴族制の下で犠牲となるのが労働者であり、ここに生活条件、道徳や知性の低下、労働時間の延長、小児労働といった社会問題が生じ、その原因は公債貴族の成立に求められるのであつて、シェリーはこのような富の配分の不平等を是正するために公債の廃止を主張するのである⁽³⁰⁾。また所有の平等についてシェリーは、それが当面の課題でもないし、それは政

治的真理というよりむしろ道徳的真理であつて、「文明の究極的進歩の最終的結果」であるとはしながらも、やはりそれはわれわれがめざすべき「目標」あるいは「基本的原理」とみなしているのである。⁽³¹⁾そしてこのために取りうる具体的手段としてシェリーは、不勞所得である公債の廃止、および腐敗選挙区の廃止、選挙権の財産制限の緩和、三年制議会などの漸進的な議会改革によつて、地主貴族と公債貴族たちの寡頭支配の手段である「詐欺や力の政府」⁽³²⁾の打倒をめざしたのである。ロマン主義者に共通する資本主義批判が、たとえばロマン派第一世代の場合には、ともすれば道徳的宗教的観点あるいは復古的伝統的観点からの批判であつたのに対し、シェリーは公債問題に象徴される貧富の懸隔、労働者の窮乏化の問題を摘出することによつて、まさに「經濟制度が不正かつ圧制的」⁽³³⁾であるという視點に達したのである。但しシェリーは、普通選挙権をただちにイングランド人民に賦与することには反対であり、⁽³⁵⁾労働者を政治の主体としてではなく、あくまで啓蒙すべき対象とみなしていたことは否めないであろう。しかし社会的正義というレベルから労働者の窮乏の問題を直視し、究極的には急進的な改革を目標としつつも具体的手段は穩当で漸進的改革を主張したシェリーの現実主義的で進歩的な政治姿勢は、多元的で均衡のとれた、あるべきイギリス憲法の実現を理念の展開という歴史の過程に委ねたコールリッジの理念政治学や、産業革命の方向に背を向けその中で崩壊していく独立・自営の小農民の共同体の再建を願つたワーズワスの政治思想の示す保守的な政治姿勢とは、互いに好対照をなしているのである。次に、歴史思想または歴史意識の違いという面から、両者—シェリーとコールリッジ—のこのような政治的態度の相違の原因に接近してみよう。

- (注)
- (1) 拙稿『シントラ協定論』におけるW・ワーズワスの政治思想」(熊本法学』第三十号)二二七～二三〇頁。
 - (2) S. M., pp. 7～8. pp. 42～43.
 - (3) D. P., p. 109. 邦訳一六四頁。
 - (4) D. P., p. 131. 邦訳一七五頁。
 - (5) D. P., p. 137. 邦訳一七九頁。
 - (6) D. P., p. 135. 邦訳一七七頁。D. P., p. 136. 邦訳一七八頁。
 - (7) D. P., pp. 117～118. 邦訳一六八頁。
 - (8) D. P., p. 118. 邦訳一六八頁。
 - (9) 前掲拙稿 二四〇～二四三頁参照。
 - (10) K. J. White ed., *op.cit.*, (Introduction) p. xxx.
 - (11) D. P., p. 116. 邦訳一六七～一六八頁。D. P., p. 125. 邦訳一七二頁。
 - (12) P. R., p. 44.
 - (13) P. R., p. 39.
 - (14) D. P., p. 111. 邦訳一六五頁。
 - (15) D. P., p. 112. 邦訳一六五頁。
 - (16) *Ibid.*: 邦訳一六五頁。なお、コールリッジは聖書について同様の考えを抱いていた。(cf. S. M., p. 49.)
 - (17) D. P., p. 112. 邦訳一六五頁。
 - (18) P. R., pp. 19～20.
 - (19) D. P., p. 140. 邦訳一八〇頁。

- (20) Ibid.: 邦訳一八〇頁。
- (21) Ibid.: 邦訳一八〇頁。
- (22) S. M., p. 42.
- (23) D. P., p. 124. 邦訳一七一頁。
- (24) P. R., Chapter II, pp. 21~41.
- (25) J. N. シェクターール(奈良和重訳)『ニートピア以後』(紀伊国屋書店一九六七年)九三〜九四頁参照。
- (26) S. M., p. 7.
- (27) たゞえば、一八一八年ウェストモアランドの下院議員選挙をめぐってワースワスがトリー党候補者を支持して、ウィヤム党から立候補したリムサム主義の改革派ホルム(H. Brougham)に敵対したリムズワースは、W. Wordsworth, *Two Addresses to the Freeholders of Westmorland*, (in W. J. B. Owen and J. W. Smyser eds., *op. cit.*, vol. III, pp. 149~204.) 等による、竹原良文・前掲論文、二〇一〜二一一頁を参照された。
- (28) R. J. White ed., *op. cit.*, (Introduction) pp. xxxix~xl.
- (29) P. R., pp. 37~40.
- (30) P. R., pp. 29~31.
- (31) P. R., pp. 42~43.
- (32) P. R., p. 34, p. 46.
- (33) P. R., p. 42.
- (34) R. W. Harris, *Romanticism and the Social Order 1780—1830*, (Blandford Press, London, 1969.) p. 292.
- (35) P. R., pp. 43~44.

(三) 歴史思想

ドイツの例をあげるまでもなく、ロマン主義は十九世紀の歴史思想の形成に重要な媒介的役割りを演じたが、イギリスにおいてもコールリッジの歴史哲学は、啓蒙主義の自己満足の単純な進歩史観を否定し、言わば神の書いた詩のように「理念」の展開として歴史を把握する歴史観を獲得した。ロマン主義政治思想を検討する際には、それを根柢から支える歴史観から検討することもひとつの有効な視角であると思われる。シェリーとコールリッジの歴史思想の相違から、両者の政治思想・政治的態度のヴァリエーションに接近してみよう。

シェリーは一八一二年二月、T・フーカム宛の書簡で次のように述べている。

「私はしんそこ憎むべきでまたむかつくような学問に励むことに決めました。でもそれは、旧来の弊害に対する改善者として人々に訴えようとする者にとっては何よりも不可欠な学問です。そう、罪悪と悲慘の例の記録、つまり歴史のことなのです。」

こうして、送ってくれるようにシェリーが依頼した歴史書とは、ギボンの『ローマ帝国衰亡史』、ヒュームの『英
国史』、サウジの『ブラジル史』等であった。

しかしこのように「罪悪と悲慘の例の記録」という用語をシェリーが用いているからといって、彼が歴史を否定し現状を讚美する楽観的歴史観に立っているとは速断できない。

つまり、R・J・ホワイトは、『議会改革に関する哲学的見解』の第一章においてシェリーが、ローマ帝国滅亡以来のヨーロッパ史を、ゴドウィン主義的文脈——つまり暴力装置としての政府の機能とともに、罪悪の歴史としての人類の歴史という二つの観念——で分析しているとしながらも、歴史意識と視野の広さという点でゴドウィンよりは

るかにすぐれている、と判定している。⁽⁵⁾ すなわちシェリーは、歴史の内に「罪惡と悲慘」のみならず、これらに対抗しこれらを克服する自由の精神あるいは詩的原理を想定しているのである。

シェリーはスペインの現状を説明する際に、ちょうど“Queen Mab”の基本構想と同様に、「善と、絶望と暴政の形をとった惡とが肉迫してせめぎあっている」という言い方をしているが、⁽⁶⁾ K・N・キャメロンの定義によれば、シェリーは歴史を「本来、自由の勢力と専制の勢力との二つの勢力の間の闘争」とみなしていたのである。

ヨーロッパの歴史についてシェリーは、自由が中世以来の専制支配と闘いつつ次第に勝利をおさめながらも、しかもまだ自由の進歩がその完成途上にある過程として描いている。この点をシェリーの『議會改革に関する哲学的見解』によって瞥見してみよう。

シェリーによれば、自由と平等の体系であったキリスト教は、圧制の支柱と墮し、カトリック教会として王朝と結びついて人民を抑圧した。⁽⁶⁾ しかし自由はその砦をルネッサンスのイタリアに見出し、その影響はイギリス文化の基礎ともなった。また宗教改革は僧侶と国王のくびきからの不完全な解放に終わったが、すでに哲学と文明の進歩は始まっておき、農民戦争や宗教戦争を経てオランダ共和国の独立へと歴史は進んだのであった。⁽⁷⁾ 他方この自由の精神はイギリスにおいてはエリザベス王朝時代に一つの開花期を迎えるとシェリーは考えている。さらにシェリーにとって名譽革命は、実際、「消すことのできない自由の精神」といふ用心深い詐欺と暴君支配の精神との、『革命』と呼ばれた、かの妥協にすぎなかったが、所有権の保全と生存権という点でたしかに進歩をもたらすものであった。⁽⁸⁾ 次いでシェリーは先述のように、F・ベーコン、ホップズおよびロックに発しハートリーやフランス啓蒙哲学者たちによって発展させられた啓蒙主義思想についてはその視野に限界を認めながらも、社会的存在としての人間の諸関係について考

察を加え、カトリック教会と政治的抑圧者の虚偽を人類の前に明らかにした点で進歩の評価を与えている。⁽⁹⁾ さらにヨーロッパより一步進んだ進歩をシェリーは、この新しい啓蒙主義哲学の最初の实例であるアメリカの政治制度——世襲的寡頭制も国家教会も特権階級も不正な代表制も存在しない、共和政体の成功例——に見出した。⁽¹⁰⁾ フランス革命についてシェリーは、実際にフランス革命への賛同・挫折・批判というプロセスを体験したコールリッジ、ワーズワス、サウジーらと異なり、この体験をしていないためにかえって、フランス革命の進歩性と限界を客観的に評価することができたのである。つまりシェリーは、「フランス革命は聖職者統治、貴族政治と君主政治およびそれらの基礎であったきわめて傲慢で圧制的な制度全体を打倒した」として、それがアメリカ独立に続くヨーロッパ諸国の進歩的世論の結果であると認めつつも、「しかしそれはこれらの統治形態の精神である、かの情念をただ部分的に消滅させたにすぎなかったたので、一定限度において旧制度を復活させる反動が生じた」として、フランス革命を未完成の革命として位置づけたのである。こうしてシェリーは、フランス革命の原因を、知識の増大——つまり長い間の隷属にもかかわらず文明の進歩によって喚起された民衆の知的渴望に求める啓蒙主義的進歩主義に求めると同時に、未完に終わったこのフランス革命の限界の原因を、外面的で空虚で想像力を欠くフランス文化や、奴隸状態、迷信、慣習などからのフランス人民の啓蒙の不十分さに求めているのである。⁽¹¹⁾ その他、シェリーは、ドイツ、スペイン、南米諸国、インド、エジプト等でも改革と進歩すなわち近代化への風潮が高まりつつあるという認識に立っている。⁽¹²⁾ そして最後にシェリーは、知的業績において画期の時代に到達したイギリスが、以上の国々の啓蒙主義的近代化による改革よりもさらに一步先んじて、時代の精神をいち早く体现する、「詩」による改革の時代を今日まさに迎えつつある、と結論するのである。⁽¹³⁾

以上のシエリーの歴史観の特徴は、まず基本的に進歩の歴史観であり、しかも世界史の進歩が知識の進歩に支えられているという知的性格をもつ点にあるが、但しそれはたんに啓蒙主義的な現状讚美の楽観的進歩史観に終るものではなく、さらに詩によっていっそうの改革が要請され続けているという、「詩」による改革と進歩の性格をもつ点に特徴がある。つまり、シエリーは、世界各国がそれぞれの発展段階に応じて改革の方向をめざして、「罪悪と悲惨」が「自由」によって克服されていく無限の過程として歴史を理解しているが、シエリーにとってこの進歩とはたんなる物質的・知的改革および進歩にとどまらず、さらに「詩」による改革と進歩として継続されるべきものであった。⁽¹⁵⁾シエリーは近代化とそれを支える啓蒙主義の進歩史観を否定するのではなく、むしろこれを進歩のひとつの段階として積極的に是認しつつも、さらにこれに続く「詩」による無限の改革と進歩を追求してやまないのである。シエリーはこの点で、最後の啓蒙哲学者ゴドウィンに抛りつつこれを超えんとする歴史観を抱いていたのである。

W・R・キャンベルは、シエリーの歴史思想の特徴として、「消すことのできない自由の精神と、たえず油断のない詐欺と僭主支配」との永遠の闘争というマニ教哲学の二元論とともに、無限の理想への改革の志向をあげて次のように述べている——「シエリーは理想状態を選択し、これについてじっくり考えようと努めてきていたけれども、彼はもちまへの感情の激しさから、その理想状態にさえ病弊が混在しているという感じ方をした。こうしてシエリーにとって千年王国はますます遠のき、未来の世界への郷愁、未来における解決、そして恍惚たるヴィジョンへと駆り立てる瞬間に魅せられることになるのである」。⁽¹⁶⁾つまりシエリーの歴史観は常に未来の世界を憧憬し、時代精神の導き手である詩によって常に無限の改革へと駆り立てられる理想主義的衝動を有していたと言えることができるであろう。

このようなシエリーの詩的改革の歴史観に対して、コールリッジは理念の自己展開としての歴史観を抱いていた。

コールリッジの歴史哲学は、「聖書は政治的熟練と予見への最良の手引」という副題の『政治家提要』において確立される。ここでコールリッジは、統治者階級が聖書の歴史に象徴的に示された理念の展開過程を学ぶことによって、悟性の時代精神を克服し、歴史の中で自己顕現を続ける理念の必然的展開を体得し、これを唯一確実な知識の原理であるのみならず唯一確実な政治的行動原理、すなわち政治的熟練と予見の手引として国民を導くことの必要を説いたのである。コールリッジは、そのロマン主義の歴史意識によって、啓蒙主義の楽観的で単純な進歩史観とその裏返しとしての歴史への蔑視、あるいは機械的な因果論としての歴史観に反対して、個々の具体的な歴史上の事件が、理念というひとつの発展する実体と有機的に結びつけられてその一環にくみ入れられ、歴史的意義をもって再生せしめられる、という歴史観を確立したのである。⁽¹⁷⁾

コールリッジのこのような歴史観は、彼の国家論上の主著『それぞれの理念による教会と国家の基本構造論』(『教会と国家』)に適用されている。この書名が示すように、コールリッジは英国憲法を、ベンサム的な改革と作為の産物としてではなく、国家の理念より生じる、歴史的に生成してきた一箇の理念とみなしている。コールリッジによれば、「理念(Idea)」とは、「概念(conception)」のやうに「悟性」の意識的行為によって、対象あるいは対象についての印象に共通の性格を分類して理解しうるものではない。⁽¹⁸⁾ コールリッジは、この憲法の理念は自覚されようとして長い歴史におけるイングランド人民の良心と諸制度のうちに実在し、不十分ながら実現されつつある究極的目的として実在する、と主張するのである。⁽¹⁹⁾ こうしてコールリッジの歴史観は、憲法の理念の漸次の実現という点で、既存の制度にこめられた知恵の歴史的累積を信じつつ、その本来の意図を探り少しずつそれに接近しようとするものであった。したがってコールリッジ思想における統治者の主体性とは、改革者の主体性というよりもむしろ「神の書く詩」⁽²⁰⁾

にほかならない歴史を洞察する客観的な観照者のそれであったのである。コールリッジの「理念」は、シェリーにおける「詩」と同様、いわば「芽」のように自生的改革を胚胎するものではあるが、歴史に対するコールリッジの姿勢は、シェリーのように啓蒙主義的進歩史観を踏まえ、これをも乗りこえて未来世界への永遠の憧憬をもって改革へと駆り立てられるものではない。それは時間の歴史的知恵を信じ、また時間を通して現われる理念の自己展開能力を信じて、これに沿った改革を志向する一種の保守的改革であると言えよう。こうしてコールリッジの歴史観は、ベンサム派の功利主義による合理主義的主体的改革とも、シェリーのように未来に向けられた理想主義的情熱による急進的
改革とも異なり、歴史を理念の自己展開ととらえるために、改革の主体性がともすれば歴史的存在としての「理念」に解消されがちな性格をもつことになったのである。こうして、改革をめぐるコールリッジとシェリーの政治的姿勢の相違は、両者それぞれの歴史思想の相違と無縁ではないと思われるのである。

(注)

- (1) R. Ingpen and W. E. Peck eds, *op. cit.*, vol. K, (*Letters*) p. 33.
- (2) *Ibid.*, p. 34.
- (3) R. J. White ed., *op. cit.*, p. 291, note 2.
- (4) P. R., p. 16.
- (5) K. N. Cameron, 'The Social Philosophy of Shelley, (in D. H. Reiman and S. R. Powers eds, *Shelley's Poetry and Prose*, W. W. Norton & Company, New York, 1977), p. 512.
- (6) P. R., p. 5.

- (7) P. R., p. 6.
- (8) P. R., p. 7.
- (9) P. R., pp. 8~9.
- (10) P. R., pp. 10~11.
- (11) P. R., p. 14.
- (12) P. R., pp. 13~14.
- (13) P. R., pp. 15~19.
- (14) P. R., pp. 19~20.
- (15) シェリーは、中世暗黒時代の無知を、キリスト教の教義やケルト族の支配に帰すのではなく、独裁政治と迷信の発達のたもとイェヌス・キリストの教義のうきである「詩的原理 (poetical principle)」が消滅したことに帰しているが、(D. P., p. 126. 邦訳一十三頁) シェリーは「歴史の進歩を支えるものとして」の「詩的原理」を考へてはいるのである。
- (16) W. R. Campbell, Shelley's Philosophy of History: A Re-Consideration, (in *Keats-Shelley Journal*, vol. XXI-XXII, 1972~3) p. 63.
- (17) コールリッジの歴史思想について詳しくは、拙稿「二つの『俗人説教』におけるコウルリッジの政治思想」(「政治研究」第二十二号、一九七五年)一一三~一二〇頁参照。
- (18) S. T. Coleridge, *On the Constitution of the Church and State*, ed. by J. Colmer, 1976, (*The Collected Works of Samuel Taylor Coleridge*, vol. 10, Routledge & Kegan Paul) pp. 12~13.
- (19) *Ibid.*, p.19.
- (20) R. J. White, ed., *op. cit.*, (Introduction) p. xiii.

結びにかえて

小論は、イギリス・ロマン主義政治思想研究の一環としてシニリーの政治思想をとりあげ、これを時代精神批判、改革への態度、および歴史思想の観点からロマン派第一世代のコールリッジと比較検討するものである。

シニリーとコールリッジは、産業革命と資本主義社会の時代精神を商業精神ととらえる点、またその基底をなす啓蒙主義を批判する点で一致している。問題は、このような啓蒙主義から功利主義へと展開する時代精神の寡奪あるいは過剰にあり、その抑制策として、コールリッジは理念哲学、および「理念」を把握し歴史を洞察する統治者論を、シニリーは、打算と推理をこえた想像力の表現である「詩」および「詩人」論、さらにはそれから必然的に生じる「改革」の哲学を対置したのである。

このように時代精神への認識と批判においてコールリッジとシニリーは一致しながらも、コールリッジおよびワーズワスがそれぞれ、地主利益と独立自営小農民の立場からする産業革命への保守的批判へ傾斜したのに対し、シニリーは労働者階級とその窮乏という経済問題へと視座を下降させ、産業革命の矛盾を社会的正義（富の配分）というレベルから把握する急進的批判へと傾斜していった。

シニリーとコールリッジのこのような政治的態度の相違の原因を明らかにするひとつの鍵として、両者の歴史思想の相違があげられるであろう。シニリーは歴史を、善（自由）と悪（専制）の永遠の闘争とみなす二元論の歴史観に立ち、前者が後者を克服していく過程を歴史とみなしているのである。そしてそれは、機械的な因果論や啓蒙主義の現状讃美の自己満足を越えて、常に歴史を先取りする「詩」によって無限の改革が要請され続けるという理想主義的

性格をもつものであった。他方、コールリッジは歴史を神が書く詩のように理念の自己展開として理解し、したがってコールリッジにとっては歴史過程と歴史的制度の中に理念という一種の摂理の実現を洞察することが重要であり、改革もこれに沿うものであったのである。こうしてシェリーの情熱は、未来への改革を志向し続ける詩人改革者の情熱としてあらわれ、コールリッジのそれは過去によって未来を洞察する観照者の保守的姿勢となつてあらわれたのである。

こうして、産業革命と功利主義の時代精神を告発したイギリス・ロマン主義者たちはいずれも、自ら体得した「詩の哲学を社会哲学の言葉に翻訳すること」⁽¹⁾によってイングランドの社会的政治的再生をはかろうとしたのであるが、シェリーとコールリッジにおけるこの「翻訳」の差異は、以上のように両者の歴史思想の差に求められるであろう。小論は、コールリッジ政治思想との比較という観点からシェリーに接近しシェリー政治思想研究のひとつの予備作業とするものであり、続けてシェリーのロマン主義政治思想を体系的に明らかにするのが今後の課題である。

(注)

(1) R. J. White ed. *op. cit.*, (Introduction) p. xii.